

じんけん

啓発紙

2016年

通巻59号

12月4日から10日は人権週間です。

H28年度静岡県人権啓発ポスター



1948年（昭和23年）12月10日、国際連合の第3回総会において、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、30条からなる世界人権宣言が採択、宣言されました。

この世界人権宣言では、人は生まれながらにして自由かつ平等の権利を有し、その権利は何人たりとも侵すことは許されることが謳われています。

世界人権宣言の採択を記念して、1950年（昭和25年）の第5回国連総会において、12月10日を、「人権デー」と決めました。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、全国各地で様々なイベントが開催されます。

静岡県では、ふじのくに人権フェスティバルをはじめとしたイベントを開催します。また、テレビ・ラジオのスポットCM、新聞広告、ポスター掲示などを通して、互いの違いを認め合い、自他の人権を尊重することの大切さを広く県民の皆さんに訴えていきます。

も く じ

- 人権啓発指導者養成講座を開催しました P2～P3
 - 「2016いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト」入賞作品紹介 P4～P5
 - 人権啓発センターからのお知らせ P6
- <人権啓発週間行事案内 セミナー案内 法律施行状況(障害者差別解消法 ハイトスピーチ対策法)>



人権啓発指導者養成講座を開催しました

日程：7/15（金）、7/22（金）、7/27（水）

場所：もくせい会館富士ホール

静岡県人権啓発センターでは、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていただき、地域社会や職場、学校などで人権啓発活動を担う啓発リーダーを養成するため、静岡市のもくせい会館において、「人権啓発指導者養成講座」を開催しました。3日間にわたって開催した講義や参加体験型の演習の概要を紹介します。

【7/15（金）・講義1】

『日常生活の中の身近な人権』 角替 弘志 氏（静岡大学名誉教授）

現代社会は物質的に豊かで多様な生活が可能である。実際はみんなが助け合っているが、金銭を介することで、それが潜在化し、相手に対する感謝が実感できない。こころ豊かな社会とは、人にやさしい社会、個性(能力)を生かす社会である。人間は一人ひとり違うが、人間の価値はみな同じであり、それを理念だけでなく、実態として考えることが大事である。

【7/15（金）・講義2】

『法と人権』 小谷 順子 氏（静岡大学人文社会科学部教授）

憲法上の人権とは、国家によって制約されてはならない私人の自由や権利のことである。憲法の人権保障は国家に対してであり、大企業であっても私企業である以上、憲法はそれと私人との人権問題には立ち入らない。しかし、私企業等が強力な権力を持っている場合もあり、例えば男女雇用機会均等法等には、憲法上の人権の理念が反映されているなど、場合によっては私人間にも憲法の人権の理念が及ぶと考えられている。

【7/15（金）・講義3】

『子どもの権利』 村瀬 修 氏（NPO 法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム代表理事）

児童相談所への全国の相談件数は、平成2年度に1,000件程度だったものが、26年度は89,000件にまで増えた。近隣住民が敏感になっていることもあるが、家族の形態が変化してきているということもある。虐待は小さければ小さい時ほどダメージが大きい。心身ともに不適切な状態が乳児期にあると、その後の幼児期の発達に影響する。学齢期前の子を持つ家庭を如何に支援できるかが重要である。

【7/22（金）・講義4】

『人権が尊重される社会を願って（同和問題）』

本間 肥土美 氏（磐田市ふれあい交流センター指導員）

最近では、インターネットによる差別事件が起り、一旦ネット上に掲載されたものは完全に消すことが困難になった。これまでは、部落差別を知っている世代の方がこの世を去れば、自然と差別は消えるだろうと言われてきた。しかし、差別は次から次へと伝えられ、自然に消えていくのを待っていても解決しない。今後も地道に人権啓発を進めていく事が大切だと思う。

（最後に奥野晃士(SPAC 俳優)さんによる「水平社宣言」が朗読された。）

【7/22（金）・講義5】

『男女共同参画と人権』 犬塚 協太 氏（静岡県立大学国際関係学部教授）

今までの「性別役割分業型社会」は、高度経済成長・労働人口増加といった社会的背景のもとで成立した。現在では社会の情勢が大きく変わり、労働人口の減少が予想されている中、性別にかかわらず、仕事と家庭の両方にバランスよく携わっていく「男女共同参画社会」が求められており、誰もが働きやすく、あらゆる人の人権を大切にする社会へと作り変えていけるように、社会の様々な場において皆が取り組んでいくことが重要である。

【7/22（金）・講義6】

『障がいのある人をめぐる人権～日常生活からみえるもの～』

三谷 美貴子 氏（伊豆函南病院地域連携室長）

精神障害のある人は、その障害や服薬の影響によって、日常生活の中で適切な対応や行動、作業などが出来ないことがあるため、障害についてよく知らない人からは、社会性がない、良識がない、怠けているなどと誤解を受けやすい。1990年代以降、障害のある人に関する法律の整備が進んだが、運用するのはあくまで人である。一人ひとりの少しいいやりや気遣いの積み重ねが、人権を大切にする社会をつくっていくのである。

【7/27（水）・講義7】

『高齢者と人権～高齢者虐待の現状と課題～』

戸田 美也子 氏（NPO 法人静岡県介護支援専門員協会理事）

虐待被害者の75%が女性。加害者は、家庭では息子(団塊の世代)が一番多く、次が夫。憎くて暴力を振るうのではなく、精神的に一杯いっぱいの状態である。施設では、感謝されるのが当たり前と思っている職員が入所者からひどい対応をされると、感情的になってしまうことがある。メンタル的に積み上げ、精神的に強くなることを学習することが必要である。どんな人にも生きている意味があり、軽んぜられていい命などない。

【7/27（水）・ワークショップ】

『相談を受ける上で知っておきたいこと』

池田 暁友 氏（㈱フジEAPセンター EAPカウンセラー）

共感とは、相手の立場に立って相手の気持ちを想像することで、相談対応を行う際も、普段人とコミュニケーションをとる際にも重要なスキルとなる。さらに会話の中での相槌のパターンを変えたりタイミングを工夫することで会話をコントロールすることも可能である。また、睡眠が不足すると、不安や抑うつが生じやすくなる。良質な睡眠をとって、心も体も健康に保つことが相談対応を行う上でも大切なことである。



講義3：村瀬講師 講義の様子

しあわせ社会は認め合いから
ふじのくに人権宣言



「2016いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト」入賞作品紹介

「2016いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト」入賞作品16点が決定しました。入賞された皆様、おめでとうございます。

幅広い年代の方から「生きることの尊さや素晴らしさ」「人と人とのつながりやふれあい」「心の温かさ」を感じる230点もの作品が届きました。どの作品も、応募者の想いが伝わり、幸せな気持ちになるものばかりでした。ありがとうございました。

入賞作品については、作品集を作成し配布するほか、県内各地でパネル展示を行う予定です。

今回は応募点数も多く、全体的にいい写真が揃いました。選ばれた作品は、日常のリアルな一面を捉えていて素晴らしいものばかりです。応募作品の中には技術的に優れた写真や表層的には面白いものもありましたが、最終選考にはコンテストの主題である人生や命の輝きの一瞬を、ごく普通の日常にモチーフを集めた写真が残りました。選考委員の厳正な審査の結果、リアルで説得力のある写真が選ばれました。これからも、いのち・ふれあいという主題から遠ざかることのないよう、身近な出来事に目を向けていただきたいと思います。

選考委員長 柴山健一

静岡県知事賞



「姉の爪切り」

撮影者：若林 茂さん（三島市）

メッセージ

弟に足の曲がった爪を切ってもらっている姉。一人暮らしの姉には、身の周りの事が難しくなっている。

<選考委員長の講評>

投げ出された姉の左足の指に二人の手が重なり合い、レンズはその一点を見つめて離しません。姉弟のかけがえのない瞬間が、狭いフレームの中いっぱいにとらえられました。温かく姉弟愛に満ちている素晴らしい作品です。

静岡県教育委員会教育長賞



「怖いものなし」

撮影者：高橋 麗奈さん（静岡市）

メッセージ

恐れずどんどん積み木を積む弟。慎重派の兄には信じられないよう。家族ってみんな違うからおもしろい。

<選考委員長の講評>

高く積んだ積み木にお父さんとお兄さんの驚きの歓声が最高潮に達しているようです。すっかり主役になった弟の真剣な表情が可愛いです。積み木で遊ぶ家族の姿が楽しくとらえられていて、温かさに溢れた作品で素晴らしいです。



「収穫の喜び」

撮影者：山内 健さん
(静岡市)

メッセージ

梅狩りでとった梅を持って嬉しそうに笑っています。仲のいい老夫婦の心温まる様子です。

<選考委員長の講評>

魅力的な二人です。互いの両手に梅の実を持って、少し照れ気味にポーズをとった笑顔に、豊かな里の恵みに感謝の思いを込めた優しい人柄を感じさせます。背景に梅の里を広く入れた画面は、春の感触と収穫の喜びに満ちています。



「学習支援」

撮影者：河原崎 久和さん(静岡市)

メッセージ

夏休みに、地域のボランティアが子どもたちに、真剣な眼差しで数学の学習を支援している姿が素晴らしい。

<選考委員長の講評>

子どもの表情をうかがいながら指導する先生の指先に優しさが込められています。その指先をじっと見つめる子どもも一生懸命です。楽しい夏休みの中で、学習に取り組む児童と支援する先生のリアルな一面をとらえました。作り上げた写真と違ってリアルなだけに説得力があります。

ひまわり賞 (中学生以下対象)



「君が生まれてくれて」

撮影者：傳 晴人さん(裾野市立富岡第一小学校)

メッセージ

元気に生まれてきてくれてありがとう！
早くかけっこができるようになって、ぼくと遊ぼう。

<選考委員長の講評>

待望の君が生まれたうれしさに、夢中でシャッターを押す姿が目には浮かびます。お父さんとお母さんのやさしい笑みが素晴らしい写真です。



「楽しい時間」

撮影者：芳岡 陽紀さん(静岡市立西豊田小学校)

メッセージ

親せきでお花見に行った時の写真です。三人がすてきな笑顔をしていたのでいいなと思いました。

<選考委員長の講評>

表情は見えないけれど、やさしく抱き上げられた赤ちゃんの笑みが感じられます。二人の表情には至福さが満ちています。

このほか、入選(受賞者/タイトル)は次の方々です。おめでとうございます!! (50音順)

石神俊一さん(焼津市)	「おとうさん音がするよ」	大塚美代子さん(静岡市)	「休日の」
木下安雄さん(浜松市)	「お茶摘み体験」	杉本昌弘さん(藤枝市)	「春の小道」
杉山早苗さん(御殿場市)	「うまい芋が焼けるぞ」	鈴木政雄さん(磐田市)	「挑戦」
土屋信子さん(裾野市)	「稲かり」	長房徳正さん(静岡市)	「聞こえるね!」
平井省吾さん(富士市)	「仲間良し」	望月政子さん(静岡市)	「ふれあい」

人権啓発センターからのお知らせ

☆☆☆いずれも入場無料です。ぜひお近くの会場へお越しください☆☆☆

人権シンポジウム

<日時>平成28年12月5日(月) 13時00分～16時00分(開場:12時30分)
<会場>藤枝市生涯学習センター(藤枝市茶町1-5-5)
<概要>◆第一部:基調講演「発達障害と生きる」
講師:村上 由美(むらかみ ゆみ)氏(言語聴覚士)
◆第二部:シンポジウム「発達障害と人権 ～特性を理解し、共に生きる～」
コーディネーター:角替 弘志(静岡県人権啓発センター長・静岡大学名誉教授)
シンポジスト:小出 隆司(静岡県手をつなぐ育成会会長)、多々良 正英(社会福祉法人焼津福祉会生活支援センターわおん所長)夏苺 郁子(医療法人社団峻凌会やきつべの径診療所 児童精神科医)
オブザーバー:村上 由美(第一部基調講演講師)
<定員>380人(先着)*定員になり次第、申し込みを締め切ります
<お問い合わせ>静岡県中部健康福祉センター(福祉課) 電話:054-644-9276 FAX:054-644-9229



人権講演会

<日時>平成28年12月6日(火) 14時00分～15時40分(開場:13時30分)
<会場>袋井市月見の里学遊館(袋井市上山梨4-3-7)
<講演>テーマ「おんな城主 井伊直虎に見る戦国の女性の人権」
講師:小和田 哲男(おわだ てつお)氏(静岡大学名誉教授)
<定員>380人(先着)
<お問い合わせ>静岡県西部健康福祉センター(福祉課) 電話:0538-37-2511 FAX:0538-37-2241



ふじのくに人権フェスティバル

<日時>平成28年12月16日(金) 13時30分～15時40分(開場:13時00分)
<会場>ふじのくに千本松フォーラムプラサヴェルデ(沼津市大手町1-1-4)
<概要>◆全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会表彰式・最優秀作品朗読
◆2016いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト表彰式
◆講演会「子どもたちを取り巻くネット環境
～LINE・Twitter・スマホの危険性～」
講師:安川 雅史(やすかわ まさし)氏(全国webカウンセリング協議会理事長)
◆[その他の催し物]
啓発ポスター・パネル展示/2016いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト入賞作品展示
<お問い合わせ>静岡県人権啓発センター



子どもと大人の温かい絆づくりセミナー

<日時>平成29年1月17日(火) 13時00分～16時00分(開場:12時30分)
<会場>静岡県総合社会福祉会館6階601会議室
託児室602会議室(静岡市葵区駿府町1-70)
<概要>テーマ:「幼少期から自尊感情を育むために」
講師:春原 由紀(すのはら ゆき)氏(CARE-Japan シニアトレーナー)
内容:『CARE(ケア)』プログラムによる子どもと大人の間の温かな関係を築き、
子どもとの絆を深めるワークショップです。
ロールプレイを取り入れ、実際に体験することで、子どもとのコミュニケーションスキル
を段階的に学習していきます。
*米国オハイオ州シンシナティ子ども病院で開発された子どもと関わる大人のための心理教育的介入プログラム。
<対象>幼い子どものいる父親、母親等/20人(先着)*定員になり次第、申し込みを締め切ります
<お問い合わせ>静岡県人権啓発センター



法の施行状況

障害者差別解消法 平成28年4月1日施行。
《「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称》
障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。
ヘイトスピーチ対策法 平成28年6月3日施行。
《「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の通称》
「特定の人種や民族への差別」をおおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の解消に向けた取組を推進することを目的とした法律。

お知らせ

ホームページのリニューアルについて
当センターのホームページをリニューアルし、音声読み上げや文字の拡大・縮小、背景色の変更といった機能を追加し、サイト内検索も可能となりました。

平成28年11月発行

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室(静岡県人権啓発センター)

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948 e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp http://jinken.pref.shizuoka.jp/